

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう		
		当初	変更経過	最終（現時点）					プロポーザル等の企画提案方式による決選の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加者数
001 令和5年04月20日	南区総合庁舎空調機器部分改修整備委託	29,040,000		29,040,000	南区役所地域力推進室	株式会社日立ビルシステム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
南区総合庁舎空調機器部分改修整備委託
- 2 担当所属名
南区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月20日
- 4 履行期間
令和5年4月20日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区堂島浜一丁目2番1号
株式会社日立ビルシステム関西支社
- 6 契約金額（税込み）
29,040,000円
- 7 契約内容
設置後27年経過し、部品の劣化が進行している地階機械室に設置の吸収式冷温水機の部品の取替を含む分解整備と熱交換機の洗浄等整備を実施し、当該機器の機能改善、維持を図るもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業者が当該機器の製造業者の系列会社で、当該機器のメーカー保守点検及び修理等を専門業務としており、当該機器について保守契約を締結している。当該業務については、当該機器の機能・品質の保持に密接に関わる業務で、既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に業務させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他